

瑞穂町保育所等における
医療的ケア児入所に関する
ガイドライン

令和 7 年 3 月

瑞穂町 福祉部 子育て応援課

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要としている児童の数は年々増えており、医療的ケア児の保育ニーズが高まっています。

このような中、平成28年5月の児童福祉法の改正及び令和3年3月の保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会が示すガイドラインにおいて、医療的ケア児の対応が市区町村の責務として明記されました。また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。）等において、医療的ケア児に対して適切な支援を行うことが義務化されました。

しかしながら、医療的ケア児の受入れに当たっては医療、福祉をはじめとした関係機関との連携が不可欠となります。また、保育施設で医療的ケアを提供する場合、医療的ケア児への医療的ケアの安全かつ適切な実施と保育時間中の医療的ケア児の体調変化に対する園職員全体での見守り、迅速な対応が必要となります。

本ガイドラインは、保育所等において医療的ケア児を保育するに当たっての基本的な考え方、医療的ケア児の保護者が保育所等の利用を申し込む場合に通常の保育申し込みに加えて必要となる手続、保育所等で医療的ケアを行いながら保育を実施する場合に保護者・施設等が留意すべき点などについてまとめたものです。医療的ケア児の保育を実施する保育所等において、職員をはじめ関係者の皆さまが本ガイドラインを活用され、安全な医療的ケアと児童の発達に応じた教育・保育が実施されることを願っています。

本ガイドラインを活用し、医療的ケア児の保育所等での受入れを進めるとともに、引き続き医療的ケア児の置かれている状況の把握に努め、保育の実施状況を検証しつつ、適宜見直しと充実を図っていきます。

瑞穂町では、年々変化する保育のニーズに対応するため、これまでも様々な対策を講じてきましたが、これからもより一層、子育て関連施策のさらなる充実に取り組んでいきます。

■ 目次 ■

第1章 基本的事項について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) ガイドラインの目的	
(2) 医療的ケア児の定義	
(3) 医療的ケアへの対応と保育	
(4) 受入れの要件	
(5) 医療的ケアの内容	
(6) 対象児童	
(7) 受入れ体制	
(8) 個人情報の取扱いについて	
第2章 入所までの手続について・・・・・・・・・・・・	4
(1) 保護者からの最初の相談（8月末まで）	
(2) 医療的ケアの実施に関する申込（9月末まで）	
(3) 保護者・施設長・町担当者の三者で面談（10月上旬）	
(4) 関係部署との情報共有・意見聴取（10月中旬）	
(5) 医療的ケア実施の可否回答（10月下旬）	
(6) 利用申込（11月下旬）	
(7) 利用調整及び決定通知（12月上旬）	
(8) 保育所等との調整（12月中旬）	
(9) 医療的ケア実施計画の策定（翌年1月）	
(10) 医療的ケア実施計画の確認・承諾（翌年2月）	
(11) 瑞穂町における医療的ケア児の入所までの流れ（4月入所）	
第3章 医療的ケア児の入所後の継続等について・・・・・・・・	8
第4章 保育所等での受入れについて・・・・・・・・・・・・	9
(1) 医療的ケアの実施者について	
(2) 医療的ケアの安全実施体制について	
(3) 緊急時の対応	

(4)職員の研修	
第5章 保護者の了承事項について	1 2
(1)医療的ケアについて	
(2)ならし（なれ）期間	
(3)体調管理及び保育の利用中止等	
(4)緊急時及び災害時の対応等	
(5)情報の共有	
(6)その他	
問い合わせ先	1 4
【様式】	1 5

第1章 基本的事項について

(1) ガイドラインの目的

通常、瑞穂町の保育所等を利用する場合には「瑞穂町保育の利用等に関する規則」に基づいて、保護者の就労時間等の状況によって保育の必要性を指数化し、指数が高い人から順に希望する保育所等への入所決定をします。

しかし、医療的ケア児については、通常の手続によらず、特定の時期に特定の施設に入所していただく必要があります。

瑞穂町では、医療的ケアが必要な児童がいるご家庭において、保育が必要な状況にある場合に、保育所等において適切な保育環境を整えて安全に受入れを行うことを目的として本ガイドラインを保護者の皆さまや保育所等を対象として策定するものです。

(2) 医療的ケア児の定義

法に基づく医療的ケア児の定義は次のとおりです。

「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）に在籍するものをいう。）」

(3) 医療的ケアへの対応と保育

保育所等においては、医療的ケアが必要な児童も、他の児童と同様に、健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育を提供することが重要であり、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、まわりの児童との関わりや1日の生活の流れなど、乳幼児期にふさわしい環境を整えることが求められます。

また、医療的ケア児を含むすべての児童一人ひとりの育ちを保障するため、集団生活を通して、相互に豊かな関わりを持てるよう、保育を提供する必要があります。その際、子ども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮した児童相互の関わりや関係づくりを支援することも重要です。

(4) 受入れの要件

医療的ケア児の受入れに当たっては、次のいずれも満たす必要があります。

- ① 保育の必要性があり、「教育・保育給付の認定」を受けていること。
- ② 保育所等における集団保育を実施することが適切であると主治医が認めていること。
- ③ 保育所等への入所について主治医の許可があること。

(5) 医療的ケアの内容

保育所等において実施する医療的ケアは、原則として特別に配置された看護師等が主治医の指示のもと行うもので、内容は次のうち、保育施設で対応可能なものとします。ただし、次に掲げる行為の範囲内であっても児童の状況を総合的に勘案し、実施できないと判断する場合もあります。

- ① 喀痰吸引(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内)
- ② 経管栄養(胃ろう・腸ろう・経鼻)
- ③ 定時の導尿
- ④ 血糖値測定及びその後の処置(その後の処置にはインスリン注射を含む。)
- ⑤ その他、治療を目的としない児童の日常生活上必要な医療行為であって、看護師等が当該医療行為を行うことに支障がないと主治医が認め、かつ、当該看護師等が主治医から指示を受けた医療行為

(6) 対象児童

保育所等における医療的ケアの対象は、次のいずれも満たす児童とします。

- ① 瑞穂町に在住又は入所予定月の前月末までに転入予定である児童

② 1歳児クラス以上で「(4)受入れの要件」を満たしている児童

(7)受入れ体制

受入れ体制は原則として次のとおりとします。ただし、児童の状態や医療的ケアの内容を考慮して、変更となる場合があります。

- ① 受入れ時期は、4月1日を基本とする。
- ② 実施施設は、指定した保育所等とする。
- ③ 保育を行う日及び時間は、原則として保育所等の開所日のうち平日(月曜日から金曜日まで)のうち5日以内かつ午前8時30分から午後5時までのうち8時間以内とする。

(8)個人情報の取扱について

町や保育所等は、安全な保育及び医療的ケアの実施のため、必要な情報収集や関係機関との連携・情報共有を必要な範囲内で行いますが、その際に知り得た情報について、他の目的で利用することはできません。

第2章 入所までの手続について

(1) 保護者からの最初の相談（8月末まで）

瑞穂町では、医療的ケア児の保育所等の利用は4月入所を基本とします。一般児童の4月入所の申請は前年の11月頃から開始しますが、医療的ケア児の入所は、特定の研修を修了した看護師等の確保等、受入れ体制の整備に一定の期間を要するため、一般の申請よりも早く手続を行う必要があります。そのため、8月末を目途に子育て応援課保育・幼稚園係窓口において最初の相談をしていただきます。

相談の際には、保育所等において医療的ケアを実施するために必要な事項として、次のようなことについて聞き取りをします。

- ・ 保育の必要性（両親が就労しているため保育が必要である等）
 - ・ 医療的ケア児の生活の状況（児童の普段の生活の様子について）
 - ・ 医療的ケアの内容（具体的な医療行為の内容）
 - ・ 主治医の意見（集団保育が可能かどうか）
 - ・ 希望する施設（ご希望に沿えない場合もあります。）
 - ・ 保育所等以外に通所している施設の利用状況
- 等

その上で、本ガイドライン等に基づいて、受入れの手続や申込に必要な書類等の説明を行います。なお、年度途中で疾病等により急遽医療的ケアが必要となった場合は、この日程によらず随時調整しますが、受入れ体制を整えるまで一定の期間が必要となります。

(2) 医療的ケアの実施に関する申込（9月末まで）

保護者は2回目の来庁時に「医療的ケア実施申込書(様式第1号)」 「医療的ケア主治医意見書(様式第2号)」を提出し、町は医療的ケアの実施に関する申込を受け付けます。

なお、主治医意見書の作成に係る費用は、保護者負担となります。

(3) 保護者・施設長・町担当者の三者で面談（10月上旬）

保護者は（可能な場合は子ども本人も）、入所を希望する保育所等を事前に訪問・見学します。この際、町の担当者が同席した上で施設長の面談を受けます。面談の中で必要な医療的ケアを具体的に伝えるため、「医療的ケア実施申込書(様式第1号)」、「医療的ケア主治医意見書(様式第2号)」を保育所等に提示します。

(4) 関係部署との情報共有・意見聴取（10月中旬）

町は、医療的ケアの実施について、関係部署（母子保健担当課、障害福祉担当課等）と情報を共有し、保育所等での受入れについて関係部署の意見を聴取します。その際、受入れが難しい場合は、他の支援やサービスについて関係部署と協議します。

(5) 医療的ケア実施の可否回答（10月下旬）

町は保育所等の受入れの可否について、「医療的ケア実施（不実施）内定通知書(様式第3号)」により保護者へ通知します。なお、受入れが難しい場合は、関係機関と連携し、他の支援やサービスの提案等を行います。

(6) 利用申込（11月下旬）

保護者は受入れ可能な保育所等に入所を希望する場合は、「瑞穂町保育の利用等に関する規則」に基づき町に利用申込を行います。

(7) 利用調整及び決定通知（12月上旬）

町は「瑞穂町保育の利用等に関する規則」に基づき利用調整を行います。医療的ケア児については、同規則第6条別表の「その他」により優先的に受入れ可能な保育所等に入所を決定し、「保育園等入園利用調整結果通知書（利用可）」を発出します。

(8) 保育所等との調整（１２月中旬）

保護者は主治医により作成された「医療的ケア主治医指示書(様式第４号)」を保育所等に提出します。

(9) 医療的ケア実施計画の策定（翌年１月）

保育所等は、保護者から提出された「医療的ケア主治医指示書(様式第４号)」の内容を確認し「医療的ケア実施通知書(様式第５号)」及び「医療的ケア実施計画書(様式第６号)」を作成します。作成に当たっては、保育所等が主治医に助言等を求める場合があります。

保育所等は保護者に対し、作成した「医療的ケア実施通知書(様式第５号)」及び「医療的ケア実施計画書(様式第６号)」の内容を説明します。

(10) 医療的ケア実施計画の確認・承諾（翌年２月）

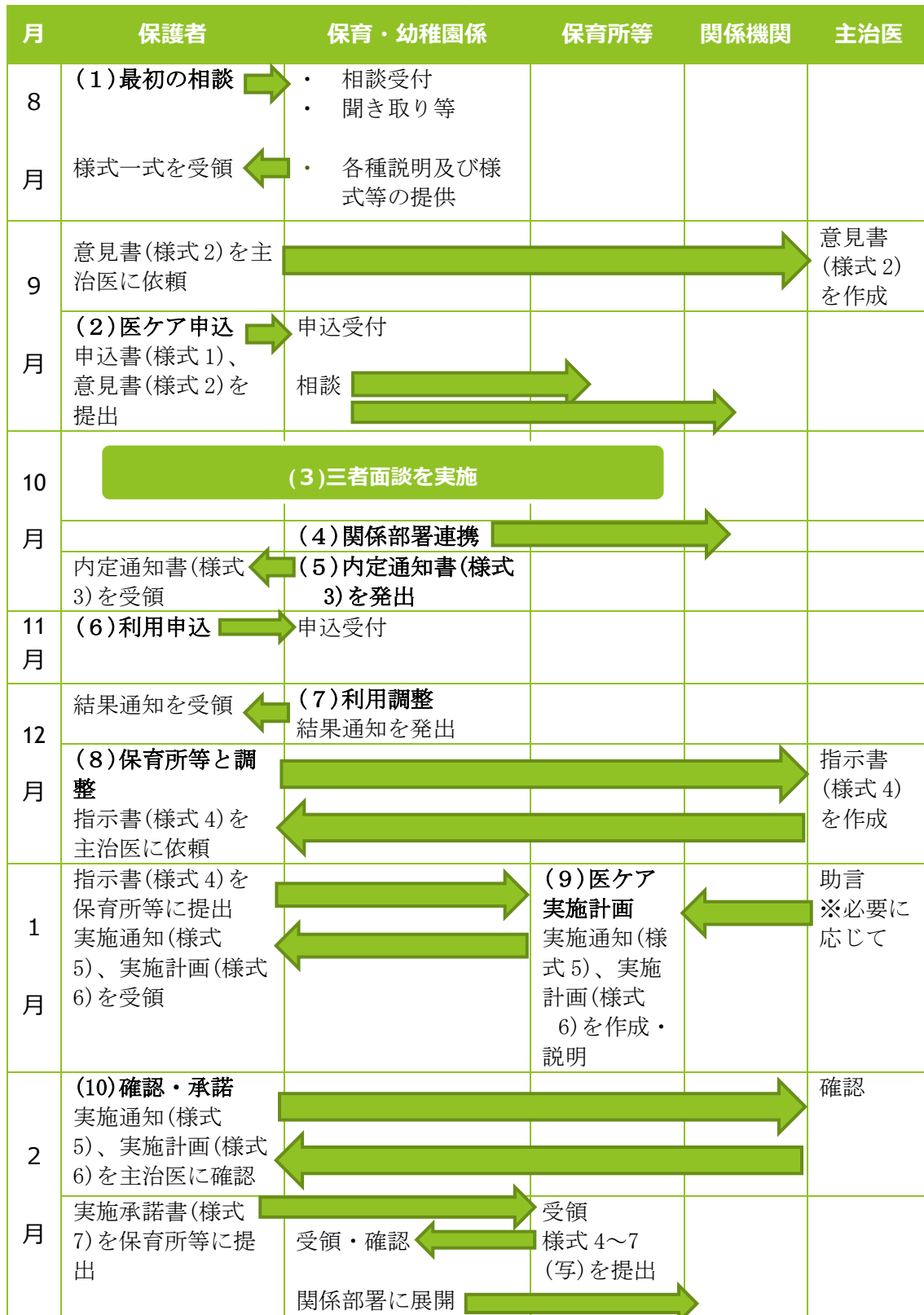
保護者は「医療的ケア実施通知書(様式第５号)」及び「医療的ケア実施計画書(様式第６号)」について、内容の確認を主治医に依頼します。

内容の確認ができれば、保護者は「医療的ケア実施承諾書(様式第７号)」を保育所等へ提出します。

※ これらの手続等に係る費用については、保護者の負担となります。

※ 町及び保育所等は、これらの手続に係る全ての書類について関係機関と共有します。

(11) 瑞穂町における医療的ケア児の入所までの流れ



※この図は参考例であり、状況に応じて日程・内容等の変更に対応します。

第3章 医療的ケア児の入所後の継続等について

保育所等における医療的ケアは、医療的ケア児の安全・安心な保育を実施するため、原則として年度単位で実施します。

医療的ケア実施の継続に当たっては、毎年度、前章の「(8)保育所等との調整」以降の手続をする必要があります。この中で、医療的ケア児の健康状態等を勘案し、必要に応じて再度検討を行い、医療的ケアの内容について変更する場合があります。

ただし、国や町が規定する医療的ケア以外の医療行為が必要となった場合は、医療的ケアを実施することはできませんので、その場合は原則として保育所等の利用を継続することができません。

なお、医療的ケア実施を終了する場合は、「医療的ケア事業終了届（様式第8号）」を保育所等へ提出します。

第4章 保育所等での受入れについて

(1) 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは、特別に配置された看護師等が主治医の指示のもと行います。

(2) 医療的ケアの安全実施体制について

【医療的ケア実施に関する情報共有】

保育所等は、医療的ケア実施に関する情報を確認し、医療的ケアを実施します。情報は、施設長、保育士、看護師等の職員間で共有します。また、医療的ケアの実施に当たっては、施設長は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築します。

【保育所等の職員の役割】

医療的ケアを実施する保育所等の職員には、次のような役割があります。

- ① 医療的ケア児が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、施設長、保育士、看護師等の職員や園医等が連携・協働する。
- ② 施設長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント・職員育成等を行う。
- ③ 保育士等は、看護師等及び保護者と連携して、日々の医療的ケア児の健康状態を把握し、保育所等での生活の状況を保護者に報告する。
- ④ 看護師等は、保育士等及び保護者と連携して、日々の医療的ケア児の健康状態を把握する。また、「医療的ケア主治医指示書(様式第4号)」に基づき、「医療的ケア実施通知書(様式第5号)」及び「医療的ケア実施計画書(様式第6号)」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士等と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。また、医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告する。
- ⑤ 園医等は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について十分に情報共有することが求められる。

【衛生管理】

医療的ケアを実施する場所については、感染防止が保てるよう環境の整備を行います。また、医療的ケア児が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申合せを行い、衛生的に保管・管理する必要があります。

【文書管理】

医療的ケアに関する「医療的ケア実施通知書(様式第5号)」及び「医療的ケア実施計画書(様式第6号)」等の書類は、保育所等にて必要期間（退所後5年間）保管します。

(3)緊急時の対応

緊急時の対応は、保育所等において定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応します。保育所等は、緊急時の対応については事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく必要があります。

体調の急変等の緊急時に際しては、施設長の指示のもと、医療的ケア児の状況を主治医及び保護者に連絡し、救急車等にて病院に搬送します。

保護者は、医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所等からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者等が医療的ケア児を引き取る、あるいは病院搬送時には病院に直行する必要があります。

(4)職員の研修

保育所等は、医療的ケア児の発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努めなければなりません。

第5章 保護者の了承事項について

以下の事項について保護者の了承が必要です。

(1) 医療的ケアについて

- ① あらかじめ主治医を受診し、保育において医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容及び緊急時の対応等を記載した「医療的ケア主治医意見書(様式第2号)」及び「医療的ケア主治医指示書(様式第4号)」を提出する必要があること。
- ② 保育所等が緊急時対応等に関して主治医の指導・助言が必要な場合に、担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- ③ 保育所等では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

(2) ならし（なれ）期間

- ① 医療的ケア児が、新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。
- ② 期間及び保育時間については、保育所等と相談して定めること。
- ③ 医療的ケア児の様子や状態によっては、保育時間の短縮やならし期間の延長もあること。

(3) 体調管理及び保育の利用中止等

- ① やむを得ない事情により、医療行為を行う看護師等が勤務できない場合や保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合には、保育の利用ができないことがあること。

- ② 登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。
- ③ 発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合や、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間中の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等により医療的ケア児を引き取ること。
- ④ 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所等の判断で保育の利用を控えてもらうときがあること。
- ⑤ 保育所等が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者等の負担となること。

(4)緊急時及び災害時の対応等

- ① 医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所等からの連絡により、利用時間の途中でなくても保護者等が医療的ケア児を引き取る、あるいは病院搬送時には病院に直行する必要があること。
- ② 緊急時には、保育所等が事前に取り決めた医療機関等を受診すること。
- ③ 医療的ケア児の症状に急変が生じ、緊急事態と保育所等が判断した場合及びその他必要な場合には、主治医に連絡し、必要な措置を講じること。
- ④ 保護者等へ連絡する前に、医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は、保護者等の負担となること。
- ⑤ 栄養チューブの交換は、保護者の責任のもと、自宅や受診時に行うこと。抜けた場合は、保護者及び主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア実施計画書(様式第6号)」に記載の上、それに沿って対応すること。

- ⑥ てんかん等の既往及び疑いがある医療的ケア児の場合は、痙攣止めの薬剤を用意すること。使用期限、消費期限等の管理及び保管方法は、保護者等の責任のもとで行うこと。
- ⑦ 受入れに際しての確認事項として、災害発生に備えて、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保に関して、保護者や主治医と確認しておくこと。

(5)情報の共有

- ① 医療的ケア児に対して安全安心な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関の間で共有すること。
- ② 緊急時の対応のために、町に提出された主治医からの「医療的ケア主治医意見書(様式第2号)」「医療的ケア主治医指示書(様式第4号)」の内容を医療機関等に情報提供すること。
- ③ 医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

(6)その他

上記(1)から(5)の他に、町や保育所等との間で取り決めた事項を遵守すること。

問い合わせ先

瑞穂町福祉部子育て応援課保育・幼稚園係

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地

電話番号：042-557-8658（直通）

FAX：042-556-3401（代表）

様式第 1 号

保護者→瑞穂町

瑞穂町長 あて

医療的ケア実施申込書

瑞穂町保育所等における医療的ケア児入園に関するガイドライン等の内容を
了承し、次のとおり、医療的ケアの実施を申し込みます。

1 医療的ケアの実施を申し込む児童

児童氏名	男・女
生年月日	年 月 日
現住所 (転入後の住所)	()
電話番号	

2 医療的ケアの内容

診断名	
必要な医療的ケア の項目	☐ 喀痰吸引 (☐ 口腔 ☐ 鼻腔 ☐ 気管) ☐ 経管栄養 (☐ 胃ろう ☐ 腸ろう ☐ 経鼻) ☐ 導尿 (☐ 一部介助 ☐ 完全介助) ☐ 酸素療法 (☐ 酸素吸入 ☐ 人工呼吸器) ☐ その他()

3 医療的ケア主治医意見書 (様式第 2 号)

別紙のとおり

年 月 日

保護者氏名

様式第2号

主治医→保護者→瑞穂町

瑞穂町長 あて

医療的ケア主治医意見書

児童氏名	男・女
生年月日	年 月 日
診断名	
現在までの臨床経過の概要、その他参考になること	身長(c m) 体重(k g)
定期受診	月・ 週ごと
服薬状況 (処方箋添付)	
必要な医療的ケアの項目	☐ 喀痰吸引 (☐ 口腔 ☐ 鼻腔 ☐ 気管) ☐ 経管栄養 (☐ 胃ろう ☐ 腸ろう ☐ 経鼻) ☐ 導尿 (☐ 一部介助 ☐ 完全介助) ☐ 酸素療法 (☐ 酸素吸入 ☐ 人工呼吸器) ☐ その他()
予想される緊急時の状況及び対応	注意が必要な状態と対応(緊急搬送の目安等)
集団生活の中での生活	☐ 適当 ☐ 望ましくない

保育施設生活上の 注意・配慮事項 (保育の制限)		☐ 制限なし ☐同年齢児童と同じ強度・速度の生活及び運動が可能 ☐本児童のペースで発達に応じた生活及び運動が可能 ☐ 制限あり ()
日常生活 の配慮	食事	
	排泄	
	移動	

記入日 年 月 日

医療機関名

住 所

電 話 番 号

医 師 名

様式第 3 号

瑞穂町→保護者

様

瑞穂町長

医療的ケア実施（不実施）内定通知書

年 月 日の医療的ケア実施申込みについて、次のとおり決定しましたので通知します。

児童氏名	男・女
生年月日	年 月 日
結果	実施 ・ 不実施
備考	

施設長 殿

医療的ケア主治医指示書

医療的ケアについて、次のとおり指示します。

児童氏名	男・女	生年月日	年 月 日
指示期間	年 月 日から 年 月 日まで	保育施設名	

※該当の指示内容に☑(チェック)・数値等を記入してください。

医療的ケアの項目		☐ 口腔内の喀痰吸引	☐ 鼻腔内の喀痰吸引	☐ 気管カニューレ内の喀痰吸引
		☐ 経管栄養(経鼻胃管)	☐ 胃ろうによる経管栄養	
具体的指示内容	☐ 喀痰吸引	☐ 口腔、鼻腔、気管からの吸引 吸引カテーテルのサイズ()Fr. 吸引圧()kPa 以下 ☐ 保育士実施の場合 鼻からの挿入の長さ()cm 口からの挿入の長さ()cm ☐ 看護師実施の場合 鼻からの挿入の長さ()cm 口からの挿入の長さ()cm ※注意点など〔 〕		
	☐ 経管栄養	種類 ☐ 経鼻胃管留置カテーテル サイズ()Fr. 挿入長さ()cm ☐ 胃ろう カテーテルの種類() サイズ()Fr ()cm挿入 バルンの水の量()ml		
		☐ 栄養剤注入 栄養剤 実施時間(:) (:) 内容・量() 注入時間(分 ~ 分) ☐ 胃残量が()未満の時は そのまま予定量を注入する ☐ 胃残量が()ml 以上()ml 未満の時 () ☐ 胃残量が()ml 以上の時 () ☐ 胃残の色に異常がある(褐色・黄色・緑色)場合は() ☐ その他、胃残の性状に異常がある場合の対応〔 〕		
		☐ 水分注入 実施時間(:) (:) 内容() 1回量() 注入速度(分 ~ 分) ショット可 不可 ☐ 胃残量が()未満の時は そのまま予定量を注入する ☐ 胃残量が()ml 以上()ml 未満の時 () ☐ 胃残量が()ml 以上の時 () ☐ 胃残の色に異常がある(褐色・黄色・緑色)場合は() ☐ その他、胃残の性状に異常がある場合の対応〔 〕		
		☐ 薬剤注入 実施時間(:) ※注意点など〔 〕 ☐ 胃からの脱気 脱気のタイミング ・注入前 ・注入中 ・注入後 ・その他(:)(:) ※注意点など〔 〕 ☐ カテーテル・胃ろう抜去時の対応など 〔 〕		
☐ その他				
☐ 緊急時の対応				

医療機関名

住所・電話番号

医師名

様

医療的ケア実施通知書

申込みのあった医療的ケアについて、次のとおり実施するので通知します。

1 医療的ケアの実施を申し込む児童

児童氏名	男・女
生年月日	年 月 日
現住所 (転入後の住所)	()
電話番号	

2 医療的ケアの内容

診断名	
必要な医療的ケア の項目	☐ 喀痰吸引 (☐ 口腔 ☐ 鼻腔 ☐ 気管) ☐ 経管栄養 (☐ 胃ろう ☐ 腸ろう ☐ 経鼻) ☐ 導尿 (☐ 一部介助 ☐ 完全介助) ☐ 酸素療法 (☐ 酸素吸入 ☐ 人工呼吸器) ☐ その他()

3 備考

備考	瑞穂町保育所等における医療的ケア児入所に関するガイドラインの「第 5 章保護者の了承事項について」について十分に理解し、了承すること。
----	---

年 月 日

施設名

施設長名

様

医療的ケア実施計画書

医療的ケアについて、次のとおり実施します。

1 実施計画

児童氏名	男・女	生年月日	年 月 日
指示期間	年 月 日から 年 月 日まで	保育施設名	
実施計画 作成者		主たる医療的 ケア実施者	
医療的ケ アの内容			
実施手順			
準備物 留意点			

2 予想される緊急時の対応

予想され る緊急時 の状態	
対応	

年 月 日

施設名

施設長名

様式第 7 号

保護者→保育所等

施設名

施設長名 様

医療的ケア実施承諾書

年 月 日付け医療的ケア実施通知書及び 年 月 日
付け医療的ケア実施計画書の内容による医療的ケアの実施について、十分な説
明を受け承諾しました。

また、瑞穂町保育所等における医療的ケア児入所に関するガイドラインの
「第 5 章 保護者の了承事項について」について十分に理解し了承した上、医
療的ケアの実施に関する関係機関における情報共有が行われることに同意しま
す。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

保護者→保育所等

施設長名 様

年 月 日付け医療的ケア実施通知書により承諾された医療的ケアについて次のとおり終了させていただきますようお願いいたします。

児童氏名	男・女
生年月日	年 月 日
現住所	
電話番号	
医療的ケアを終了する日	年 月 日
終了する医療的ケア	☐ 喀痰吸引（ ☐ 口腔 ☐ 鼻腔 ☐ 気管 ） ☐ 経管栄養（ ☐ 胃ろう ☐ 腸ろう ☐ 経鼻 ） ☐ 導尿（ ☐ 一部介助 ☐ 完全介助 ） ☐ 酸素療法（ ☐ 酸素吸入 ☐ 人工呼吸器 ） ☐ その他（ ）
終了する理由	
備考	

住所

氏名